

熊取水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を
公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第4号

熊取水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置工事（第5条—第14条）
- 第3章 給水（第15条—第18条）
- 第4章 料金、加入金等（第19条—第28条）
- 第5章 貯水槽水道（第29条）
- 第6章 雑則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、熊取水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める熊取水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（代理人及び管理人の選定又は変更の届出）

第3条 所有者が条例第5条の規定により代理人の選定をしたときは、直ちに連署で企業長に届け出なければならない。条例第7条第2項第1号に規定する代理人又はその住所に変更があったときの届出も同様とする。

2 条例第6条第1項の規定による管理人の選定を求められたときは、次に掲げるところにより、直ちに企業長に届け出なければならない。条例第7条第2項第1号に規定する管理人又はその住所に変更があったときの届出も同様とする。

（1）給水装置を共有するときは、所有者の連署

（2）共用給水装置を利用するときは、使用者の連署

（届出義務者）

第4条 条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義務者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水を受けることを中止するときは、使用者
- (2) 給水装置を廃止するときは、所有者
- (3) 給水装置の用途を変更するときは、使用者
- (4) 消防の演習のため私設消火栓を使用するときは、使用者
- (5) 使用者に変更があったときは、使用者
- (6) 所有者に変更があったときは、所有者
- (7) 代理人に変更があったときは、所有者又は代理人
- (8) 管理人に変更があったときは、使用者、所有者又は管理人
- (9) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったときは、使用者又は所有者
- (10) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったときは、使用者又は所有者
- (11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したときは、使用者

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第5条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

2 条例第10条第1項ただし書の企業長が定める工事は、修繕又は撤去の工事とする。

3 条例第10条第2項の規定により、工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

4 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

(給水装置工事の施行範囲)

第6条 条例第11条第1項に規定する給水装置工事の施行の範囲は、次に掲げるとおりとし、その設計については、別表に従い作成するものとする。

(1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで

(2) 貯水槽を設けるものにあつては、貯水槽への給水口まで

2 前項第2号に掲げる場合においては、貯水槽水道以下の設計図を併

せて提出しなければならない。

(設計審査及び工事検査)

第7条 条例第11条第2項の設計審査を受けようとする指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)は、所定の事項を記載した申請書に設計図を添えて提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の工事検査を受けようとする指定事業者は、工事完了後速やかに所定の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 条例第11条第2項ただし書の企業長が定める工事は、修繕又は撤去の工事とする。

(給水装置工事の変更及び取消し)

第8条 工事申込者は、給水装置工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 第5条第1項の申込書を提出した日から30日以内に条例第16条第1項の工事費の概算額を前納しないときは、給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

(給水装置の構造)

第9条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、メーター等をもって構成する。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないよう設計し、及び施行しなければならない。

3 給水装置には、凍結、破壊、浸食等を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

4 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等と直結してはならない。

5 給水装置は、井河水その他の供給管と直結してはならない。

6 給水装置には、給水管への汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(給水管の口径)

第10条 配水管への取付口における給水管の口径は、給水装置による水の使用量その他の事情を勘案してその都度定める。

(貯水槽の設置)

第11条 一時に多量の水を使用する場合その他企業長が必要と認めるときは、貯水槽を設けなければならない。

(道路部分における工事材料)

第12条 道路部分においては、鋳鉄管、鋼管、塩化ビニール管、ポリエチレン管等を企業長が別に定める基準により使用しなければならない。

(工事費の算出方法)

第13条 条例第15条第1項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 材料費は、給水装置工事に使用する材料の数量に企業長が別に定める材料単価を乗じて算出する。ただし、接合材料の数量については、企業長が別に定める標準数量に基づき、その都度定める。
- (2) 運搬費は、給水装置工事に必要な実費とする。
- (3) 労力費は、作業に要する労力の算出歩数に職種別賃金を乗じて算出する。
- (4) 道路復旧費は、道路管理者が定める復旧方法により算出する。ただし、仮復旧を要する場合には、その額を加算する。
- (5) 間接経費は、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、別に定める。
(給水装置の修繕)

第14条 企業団が施行した給水装置工事で、引渡し後2年以内にその給水装置が損傷したときは、その修繕に要した費用は企業団の負担とする。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

- 2 企業長が必要と認めるときは、使用者又は所有者に修繕その他必要な処置をさせることができる。

第3章 給水

(メーターの設置)

第15条 メーターは、次に掲げる基準により設置する。ただし、この基準により難しいときは、その都度企業長の許可を受けなければならない。

- (1) 給水栓まで直接給水するものについては、専用給水装置又は共用給水装置ごとに1個とする。ただし、集団住宅等で企業長が必要と認めるものは、団地ごとに1個とすることがある。
- (2) 貯水槽を設けるものについては、貯水槽ごとに1個とする。
- (3) 私設消火栓には設置しない。

- 2 企業長が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることがある。

(メーターの保管)

第16条 保管者は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

- 2 前項の規定に違反したときは、原状回復を命じ、履行しないときは企業団が施行して、その費用を違反者から徴収する。

(私設消火栓)

第17条 私設消火栓を公共の消防の演習に使用しようとするときは、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

- 2 私設消火栓には、企業団が封をする。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第18条 条例第24条第1項の検査は、企業長が必要がないと認める相当の理由があるときは、その請求を拒むことがある。

2 条例第24条第2項の特別の費用を要したときは、次に掲げるときとする。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金、加入金等

(料金)

第19条 条例第26条第1項の料金の計算において、金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 条例第26条第4項の規定により、工事その他の理由により給水装置を一時的に使用する場合における用途の区分は、臨時用を適用する。

3 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量の限度に達しない場合であっても、所定の基本料金を徴収する。

(使用水量の端数処理)

第20条 条例第28条第1項から第3項までの規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次の計量に繰り越すものとする。

2 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月分の端数を切り上げるものとする。

3 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーター指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(特別な場合における料金の算定)

第21条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用日数が1月以下のときは1月として算定する。

(2) 使用日数が1月を超え2月以下のときは2月として算定する。

2 条例第30条第3項ただし書の規定により、貯水槽の設備のある公営鉄筋住宅等で、各入居者がそれぞれ単独に水を使用する設備を有する場合において、企業長が必要と認めるときは、入居者ごとに専用給水装置の料金を適用して算定する。

(料金の徴収)

第22条 条例第28条第1項の規定により算定された料金は、当該計量をした日の属する月（以下「点検月」という。）の前月分及び点検月分として徴収する。

2 条例第28条第2項の規定により毎月の定例日に使用水量を計量するものの料金は、前月の定例日の翌日から当月の定例日までを1月として算定し、当該計量をした日の属する月分として毎月徴収する。

(給水の中止又は給水装置の廃止の届出のない場合の料金)

第23条 条例第33条第3項の規定により、条例第7条第1項第1号又は第2号に規定する届出がないときは、水を使用しない場合であっても基本料金を徴収する。

(臨時用の場合の概算料金の前納)

第24条 条例第34条第1項の規定により、臨時用の区分による使用者は、条例第19条の規定による申込みの際、概算料金として5万円を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(加入金)

第25条 給水を受けている者が使用水量の増加により企業長が別に定めるメーターの口径に応ずる使用水量の限度を超えて水を使用することになったときは、企業長は、使用者等に対し使用水量に応じた給水装置の増径等適切な処置をさせ、加入金を納付させることができる。

2 集合住宅、住宅団地等の加入金は、各戸メーター(以下「子メーター」という。)がある場合は子メーターの口径に応じた額とし、子メーターがない場合は各戸(箇所)の引込管の口径をメーターの口径とみなして各戸(箇所)ごとに計算した額の合計額とする。

(水道施設の新設等に要する経費の負担)

第26条 給水申込者は、水道施設の新設等を必要とするときは、所定の事項を記載した申請書を企業長に提出しなければならない。

2 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用(以下「その他の費用」という。)

3 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

- (3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。
- (4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、別に定める。
- (5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。
- 4 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 5 企業長は、第1項に規定する申請を受けた場合は内容を審査して、事業運営に支障がないと認めるときは水道施設の新設等を行うものとし、当該水道施設の新設等に要する費用の総額を超えない範囲内で条例第43条の2第3項の概算額(以下この条において「概算額」という。)を定め、給水申込者に通知する。
- 6 給水申込者は、概算額を納入通知書の発行の日から15日以内に納付しなければならない。
- 7 前項に規定する納期限までに概算額を納付しないときは、申請を取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があるときは、この限りでない。
- 8 水道施設の新設等の工事の設計及び施行は企業長が行い、工事施工者の選定は入札によって決定する。ただし、企業長が特別の理由があるとき、給水申込者が指名する者のうち、企業長が認める工事施工者によって施行することができる。
- 9 水道施設の新設等に関し必要があるときは、企業長と給水申込者との間で協定を締結するものとする。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、次に掲げる方法により徴収する。

- (1) 納入通知書による方法
- (2) 口座振替による方法
- (3) その他企業長が認める方法

(料金以外の納付金の納付方法)

第28条 料金以外の納付金は、納入通知書により納付させる。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第29条 条例第46条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
- ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供

給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(資料提出の請求)

第30条 水量の認定等において企業長が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

(委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(熊取町との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に、廃止前の水道事業給水規則（昭和38年熊取町規則第5号）その他の水道事業に関する規程（以下「町規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

3 町規程等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

(料金等に関する経過措置)

4 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和3年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「改正条例」という。）附則第4項の料金及び第5項の使用料は、改正条例附則別表第1第1項で定めるところにより算定した額と改正条例附則別表第2に定める額を合算した額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 改正条例附則第4項の規定により算定する料金について、計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの基本料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用水量が改正条例附則別表第1第1項に掲げる基本料金に係る使用水量（以下「基本水量」という。）の2分の1に満たないと

きは、基本料金の額の2分の1とする。

(2) 使用水量が基本水量の2分の1以上のときは、1月分とする。

別表（第6条関係）

種別	給水管の種類	記入事項	摘要
平面図	銅管	管種、口径、延長、 水栓類の名称と口径	管種と水栓類の 名称は符号を用 いる。
	鋼管	管種、口径、延長	
	塩化ビニール管	同上	
	ポリエチレン管	同上	
	鋳鉄管	同上	
	その他	同上	

備考

- 1 既設栓の管種、口径及び片落並びに水栓番号数を記入しなければならない。
- 2 方位及び配水管の口径を記入しなければならない。
- 3 ソケット、エルボ等の名称及び口径は、省略することができる。